

京都市告示第379号

京都市観光駐車場条例第6条の規定に基づき、京都市清水坂観光駐車場、京都市嵐山観光駐車場及び京都市銀閣寺観光駐車場について、平成21年1月1日から同月3日まで（京都市清水坂観光駐車場については、平成21年1月1日午前0時から）の駐車料金については、次のとおりとします。

平成20年12月4日

京都市長 門川 大作

区 分	単 位	駐 車 料 金
バス	1日1回	3,000円
タクシー及びハイヤー		1,000円
自動二輪及び自転車		300円
自家用車等		1,000円

（建設局土木管理部自転車政策課）